



令和7年度集団指導

全サービス共通

1 2 社会福祉施設等の整備に係る 補助事業について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
事業・暮らしの場支援推進班
療育支援班



目次

- 1 事業の目的・補助対象事業
- 2 施設整備方針・補助率
- 3 事業スケジュール（案）
- 4 協議における留意点

1 事業の目的・補助対象事業

(1) 事業の目的

社会福祉法人等が行う障害福祉サービス施設等の施設整備、既存施設の大規模改修等に要する費用の一部を補助し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

(2) 補助対象事業

※ 千葉県内に所在する事業所に限る (千葉市・柏市・船橋市に所在する事業所を除く)

社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者施設関係) (協議先：事業・暮らしの場支援推進班)

- ア 障害福祉サービス事業所
(療養介護、生活介護、自立訓練、
就労移行支援、就労継続支援、多機能型等)
- イ 障害者支援施設
- ウ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
短期入所、就労選択支援、就労定着支援、
自立生活援助、共同生活援助、相談支援
- エ 身体障害者社会参加支援施設

児童福祉施設等整備費補助金 (障害児施設関係) (協議先：療育支援班)

- ア 児童福祉施設
(障害児入所施設、児童発達支援センター)
- イ 児童発達支援事業所
- ウ 放課後等デイサービス事業所
- エ 居宅訪問型児童発達支援事業所
- オ 保育所等訪問支援事業所
- カ 障害児相談支援事業所

2 施設整備方針・補助率

(1) 施設整備方針（令和8年度整備分）

県の障害者計画の趣旨・内容に沿った整備計画のうち、優先的に整備を行うもの。

ア 千葉県暮らしの場支援会議において支援が必要と判断された**重度の強度行動障害者の受け入れや、強度行動障害者の地域移行**を進めるために、共同生活援助事業所等の整備を図るもの。

イ 医療的ケア児者や重症心身障害児者を対象とする医療型障害児入所施設、医療型短期入所施設、療養介護または共同生活援助事業所の整備を図るもの。

ウ 強度行動障害児者、医療的ケア児者及び重症心身障害児者の日中活動の場を確保するための、通所による障害福祉サービス事業所、児童発達支援センター又は障害児通所支援事業所の整備を図るもの。

エ 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備整備等「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」及び「千葉県国土強靱化地域計画」に該当する整備を図るもの。

オ 市町村が策定した障害福祉計画の趣旨・内容に沿った整備計画であり、特に市町村が必要性を認め、施設整備費の補助等の支援が見込まれるもの。

カ 障害者計画の数値目標に対して、圏域内、市町村域内の施設の充足率が低い施設整備であるもの。

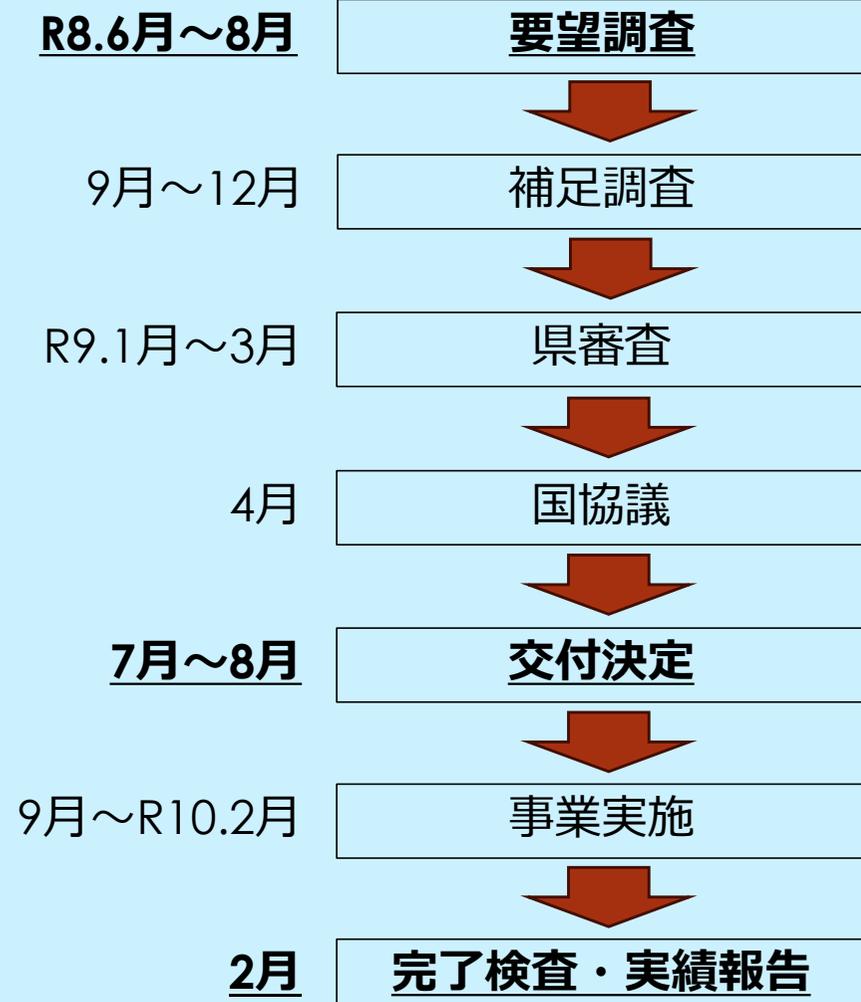
キ 社会情勢を踏まえ、真に緊急性及び必要性の高い整備であるもの。

(2) 補助率

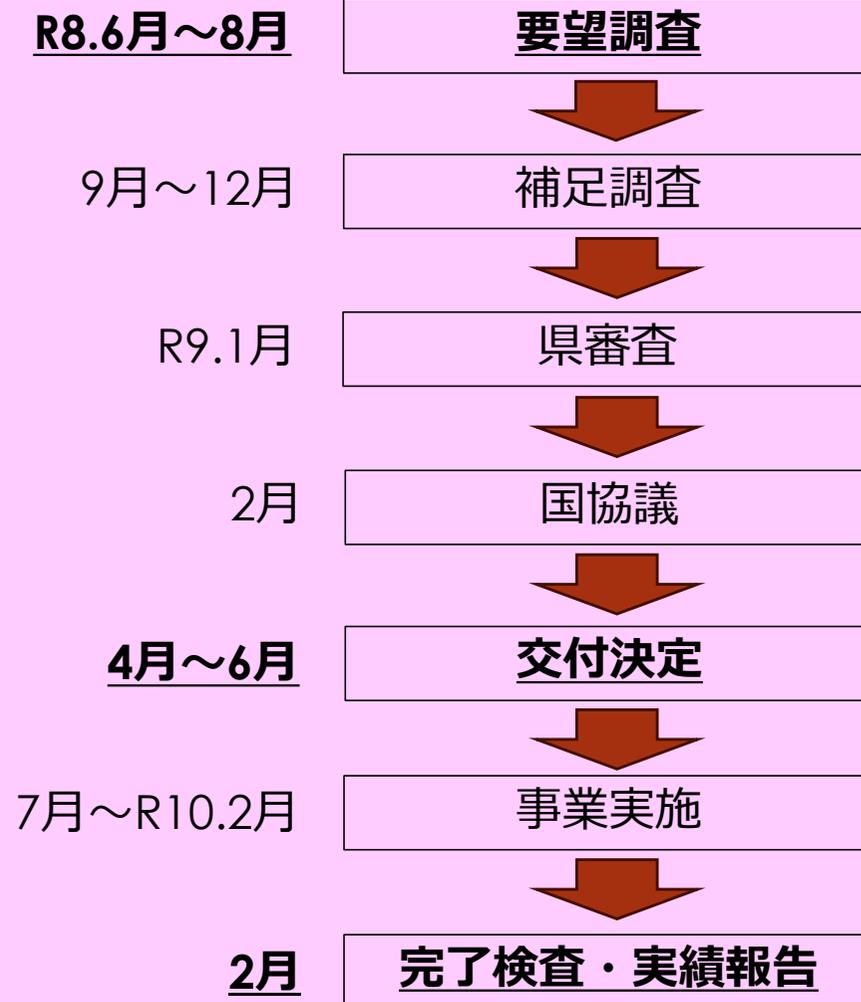
国1/2、県1/4、事業所1/4

3 事業スケジュール（案）

《社会福祉施設等施設整備費補助金》



《児童福祉施設等整備費補助金》



4 協議における留意点

- ・ **単年度事業（令和9年度中に完了する事業）を原則**としていること。
- ・ 障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要及びサービス提供体制等から、必要性が認められるものであること。
- ・ **関係市町村との事前調整が十分行われていること。**
- ・ 契約は、**一般競争入札等、県の契約手続きの取扱いに準拠して行う必要があること。**
- ・ **交付決定前にした契約に係る経費は対象外**であること。
- ・ 協議のあった中から国へ協議を行うため、必ずしも採択されるものではないこと。
- ・ **補助を受けた施設等の処分にあたっては、県に申請を行う必要があること。**
- ・ 施設種別が障害者に係るもの、障害児に係るもので協議先が異なるため注意すること。
- ・ 障害者・児の複合施設（多機能型等）の場合は、費用を按分した上で、それぞれ協議を行う必要があること。



御清聴ありがとうございました。